

花いっぱい運動に参加しませんか!

市内の公園等の公共用地で展開されている「花いっぱい運動」は、NPO法人西東京花の会を中心とした市民ボランティア活動に支えられた、市民との協働による運動です。実施場所は、すでに40か所を超え、より多くの公園等に植栽できるように日々努力を続けています。栄町の育苗ハウスでの花苗の育成もようやく軌道に乗り、各公園に補植されて、1年を通し美しい花壇をご覧いただいていることと思います。

現在、NPO法人西東京花の会の会員は95人、その他ボランティアの方が100人以上いますが、まだまだ手が足りない現状です。ボランティアですので、できることを、できるときに、無理せず、楽しくやりましょう。あなたもこの機会にぜひ参加し、近くの公園を花で飾ってみてはいかがでしょうか。

活動内容 公園等の公共用地の花壇計画、植え付け管理など
活動場所 通い慣れ、親しんでいる近くの公園等の公共用地の植栽部分
参加資格 花作りが好きな方(専門指導員がいまので、初心者でも構いません)

問合せ・申込 NPO法人西東京花の会・川島(☎64・3997)
公園緑地課(保☎内線2432)

リフォームなどをお考えの方に

住宅リフォーム斡旋センターを通して、増改築や修繕、貴、植木、塗装、屋根など、信頼できる市内の各種職人さんをお探ししています。

受付 消費者センター 午前9時～午後4時30分
住宅増改築相談を毎月第1金曜日(休日)に当たるときは翌週(午後1時30分～4時) 田無庁舎2階 保谷庁舎1階の両庁舎ロビーで行っています。
消費者センター(☎25・4141)

義援金・救済金について

市役所両庁舎および公民館・図書館に募金箱を設置し、皆さんからお受けした義援金および救済金について、報告します。

三宅村民の皆さんへの義援金 総額10万2千890円
これらは、日本赤十字社東京支部へ7万7千616円を、東京都島しょ災害本部へ2万3千330円を、三宅村噴火災害対策本部へ1千944円を送金しました。

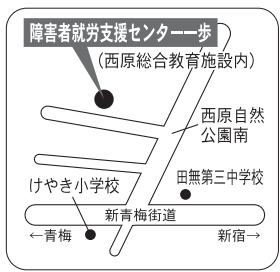
スマトラ島沖地震救済金 総額14万8千184円
全額を日本赤十字社東京支部へ送金しました。
温かいご協力をありがとうございました。
市長室(☎☎内線1262)

障害者就労支援センターをご存知ですか

市では、障害者就労援助事業の一環として、障害者就労支援センターを開設しています。

センターでは、支援コーディネーターによる就労面と生活面の一体的な支援が受けられます。

対象 一般就労を希望するまたは一般就労中の身体障害者・知的障害者
支援内容 《就労面の支援》職業相談、就職準備支援、離職時・離職後の調整等 《生活面の支援》健康・金銭の管理、休日の過ごし方への助言等
利用日時 月～金曜日・第1土曜日 午前9時～午後5時
障害者就労支援センター「一歩」
西原総合教育施設(西原町4-5-6 ☎64・5518)
「一歩」のホームページが開設されました。合わせてご覧ください。
<http://www.k2.dion.ne.jp/ippoiipo/index.html>
障害福祉課(保☎内線2348)



Q 友人から「組織の会員になり仲間を増やせばいいアルバイトになる」と誘われ、健康食品を契約したが、よく考えると紹介する自信がなく、解約したい。
A 商品を買って販売組織への加入者を増やしたり、その商品を販売すると利益が得られるという商法は、「マルチ商法」または「ネットワークビジネス」と呼ばれています。

説明会などで特異な成功例が強調され、「簡単に誰でも大きな利益が得られる」など紹介される例がありますが、勧誘時の話と違い、思うように加入者を得られず、在庫を抱えたりクレジットで負債を背負うこともあります。強引な勧誘をすれば友人・知人関係を壊すことにもなりかねません。

消費生活相談Q&A 「契約したマルチ商法、中途解約したいが…」

マルチ商法は「連鎖販売取引」として特定商取引法(特商法)で規制されており、販売するときは、定められたルールを守らなければなりません。

なお、契約してから20日間はクーリング・オフ(無条件解約)が可能です。この相談者の場合も契約後20日以内でしたので、クーリング・オフの書面を書き方を助言しました。

昨年11月に特商法が改正され、新規加入から1年未満で解約(退会)する場合は、商品引渡しを受けながら90日未満であれば、代金の1割負担で未使用分を返品できるようにしました。詳しくは消費者センターへお問い合わせください。

消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室)☎64・1311 保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室)☎64・1311 内線2115
法律相談(予約制)	3月23日、4月1日・7日 午前9時～正午 4月7日は人権・身の上相談を兼ねる	(田)	
人権・身の上相談(予約制)	3月22日、4月5日・6日 午後1時30分～4時30分 22日は女性弁護士による相談 3月24日 午前9時～正午 人権・身の上相談を兼ねる	(保)	
税務相談(予約制)	3月25日 午後1時～4時 4月1日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
不動産相談(予約制)	4月7日 午後1時30分～4時30分 4月14日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
登記相談(予約制)	4月14日 午後1時30分～4時30分 3月17日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
表示登記相談(予約制)	4月14日 午後1時30分～4時30分 3月17日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
交通事故相談(予約制)	3月23日 午後1時～4時 4月6日 午後1時30分～4時30分 3月18日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
年金・労災・雇用保険 人事一般相談(予約制)	4月11日 午後1時30分～4時30分	(田)	
行政相談(予約制)	3月18日 午後1時～4時 4月7日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
行政手続き相談(予約制)	4月6日 午後1時30分～4時30分 (遺言、相続、分割協議書)	(田)	

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎25-4040)	
住宅増改築相談	4月1日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎25-4141)
動物相談	3月16日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時 3月22日(火)は休み	コール田無3階子ども 家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎51-0600)相談 専用電話(☎51-0808)
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課	(☎64-1311 内線2351) 事前連絡をしてください
身体障害者相談	4月13日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室(障害者就労支援センター職員による相談も実施しています)	
知的障害者相談	4月19日 午後1時～3時	保谷保健福祉総合センター第2相談室	(☎64-1311内線1561、2348)
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)
悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・木曜日午前10時～午後4時、金曜日午後4時～9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み)	悩みなんでも相談 (☎50-0222) カウンセリング (☎50-0222) からだの相談予約電話 (☎50-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)
カウンセリング(予約制)	毎週水曜日午後4時～9時、土曜日午前10時～午後4時		
からだの相談(予約制)	3月19日午前11時～午後4時		
電話医療相談(西東京市医師会)	3月15日 外科・22日 内科・29日 耳鼻科 午後1時30分～2時30分		(☎38-1100)
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	3月25日 午後0時30分～1時30分		(☎66-2033)

▶予約方法 予約制の相談... 3月15日(火)から電話、または来庁にて受け付けます。
相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。